

一般社団法人全日本持続的養鰻機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人全日本持続的養鰻機構と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都内に置く。

(目的)

第3条 当法人は、うなぎの資源の持続的な利用を図ることを目的とし、その目的に資するため、次の業務を行う。

- (1) うなぎ資源の適切な管理
- (2) うなぎ資源の適切な管理の下で養殖されたうなぎの利用の促進
- (3) うなぎ資源の管理、貿易及び市場に関する調査
- (4) うなぎ資源の適切な管理に関する国際的な養殖業者間の交流及び協力の促進
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所及び従たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した団体又は個人を社員とする。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申し込みをし、代表理事の承認を得るものとする。

(経費等の負担)

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退社)

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(除名)

第8条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する

行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第49条第2項に定める社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

（社員の資格喪失）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 1年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

（社員名簿）

第10条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

第3章 社員総会

（構成）

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

（権限）

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

（開催）

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

（開催地）

第14条 社員総会は、原則として、東京都において開催する。

(招集)

第15条 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 一般法人法第49条第2項の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第20条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上11名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を代表理事とし、1名を副代表理事とする。

3 代表理事を会長とし、副代表理事を副会長とする。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 会長及び副会長は、理事の互選により選定する。

3 前2項に規定するもののほか、役員を選任は、役員選任規定の定めるところによる。

4 監事は、当法人又はその子法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

5 理事のうち、同一の親族（配偶者、3親等以内の親族及びこの者と特別の関係にある者）が占める割合は、それぞれ理事現在数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 会長は、法令及びこの定款の定めるところにより、当法人を代表しその業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐する。

3 理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告を作成する。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事が欠けた場合又は第20条第1項で定める理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第26条 理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

(取引制限)

第27条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

(1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3) 当法人がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第5章 計算

(事業年度)

第28条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第29条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 貸借対照表
- (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配)

第30条 機構は、剰余金の分配を行うことができない。

(残余財産の帰属)

第31条 機構が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国に贈与するものとする。

第6章 附則

(最初の事業年度)

第32条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成27年3月31日までとする。

(設立時の役員)

第33条 当法人の設立時理事、設立時代表理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事 静岡県榛原郡吉田町片岡1277番地 白石嘉男

設立時理事 静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8941番地 内山光治

設立時理事 愛知県西尾市一色町松木島上汐田67番地2 鵜殿健治

設立時理事 東京都千代田区一番町9番地13 大森仁史

設立時理事 熊本県熊本市西区河内1515番地1 村上寅美

設立時理事 鹿児島県曾於郡大崎町横瀬1328番地7 楠田茂男

(設立時役員任期)

第34条 前条の設立時役員の任期は、最初の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

第35条 設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

設立時社員 静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8941番地 内山光治

設立時社員 愛知県西尾市一色町松木島上汐田67番地2 鵜殿健治

設立時社員 東京都千代田区一番町9番地13 大森仁史

設立時社員 熊本県熊本市西区河内1515番地1 村上寅美

設立時社員 鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1328番地7 楠田茂男

(法令の準拠)

第34条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全日本持続的養鰻機構設立のため、設立時理事 内山光治、設立時理事 鵜殿健治、設立時理事 大森仁史、設立時理事 村上寅美、設立時理事 楠田茂男の定款作成代理人である司法書士 長澤甲子夫は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名をする。

平成26年10月17日

設立時社員 静岡県浜松市西区雄踏町宇布見8941番地 内山光治

設立時社員 愛知県西尾市一色町松木島上汐田67番地2 鵜殿健治

設立時社員 東京都千代田区一番町9番地13 大森仁史

設立時社員 熊本県熊本市西区河内1515番地1 村上寅美

設立時社員 鹿児島県曽於郡大崎町横瀬1328番地7 楠田茂男

附 則

1 この定款は、平成26年10月20日より適用する。

平成27年6月18日一部変更(第18条第2項及び第24条第4項)

平成28年6月2日一部変更(第2条、第5条及び第20条)

令和元年6月7日一部変更(第2条第2項及び第9条)